

四日市市告示第497号

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に<u>所属する建築士</u>であり、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する<u>木造住宅耐震診断講習</u>を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」<u>準拠</u>）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、精密診断法（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）に基づいて行った診断</p> <p>(3)から(10)まで (略)</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に<u>所属し</u>、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する<u>三重県木造住宅耐震診断講習</u>を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」<u>準拠</u>）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、精密診断法（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）に基づいて行った診断</p> <p>(3)から(10)まで (略)</p> |

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)